

業界団体等運営支援事業・事業概要

盛岡市の第3弾緊急経済対策の中で、中小企業組合等が取り組むコロナ対策についても支援が行われることとなりました。盛岡市が岩手県中小企業団体中央会（中央会）に補助金を交付し、それをもとに中央会が対象事業を行った中小企業組合等に対して助成を行います。

■助成の対象となる団体

- ・盛岡市に所在し現に活動している中小企業組合等で、今後も継続して活動することが見込まれる団体（中央会への加入有無は問いません。）

■助成の対象となる事業・経費

- ・中小企業組合等が行うコロナ予防対策に係る経費（構成員のための予防対策も含む）
- ・中小企業組合等が行う販売促進、構成員の売上減少緩和等に係る取り組み経費…など

予防対策や影響緩和のために必要と思われる取り組みを広く対象とし、対象となる期間についても4月に遡って、令和2年4月1日～12月31日までにを行ったもの（12月31日までに支払った経費）を助成の対象とします。

助成の上限額の範囲内であれば、複数の取り組みを合わせても構いません。

（※様式1・交付申請書の記載例参照）

<取り組みの例>

- ・構成員にマスク〇箱とアルコール消毒液〇本、非接触体温計〇本を配布した。
- ・組合事務所に飛沫防止用のアクリル板を設置した。
- ・コロナ対策に関する共通ステッカーを作り、構成員に配布した。
- ・販促イベントを開催し、その費用に充当した。
- ・売上減少に歯止めをかけるために勉強会を開催した。
- ・本年度会費を減免したのでその差額に充当した。 …など

<対象外>

- ・予防対策と関係のない消耗品や耐久財の購入
- ・飲食費用
- ・特定の構成員だけを支援するような取り組み（特定店舗への現金給付や増改築等）
…など

■助成率（補助率）：10/10

（※国・県・市の他補助金や助成金と対象経費が重複した申請はできません。）

■助成額の上限：①、②のいずれか低い方を上限とします。

①定額 100,000 円 + 組合員数割分 (20,000 円 × 「組合員数」) / ②100 万円

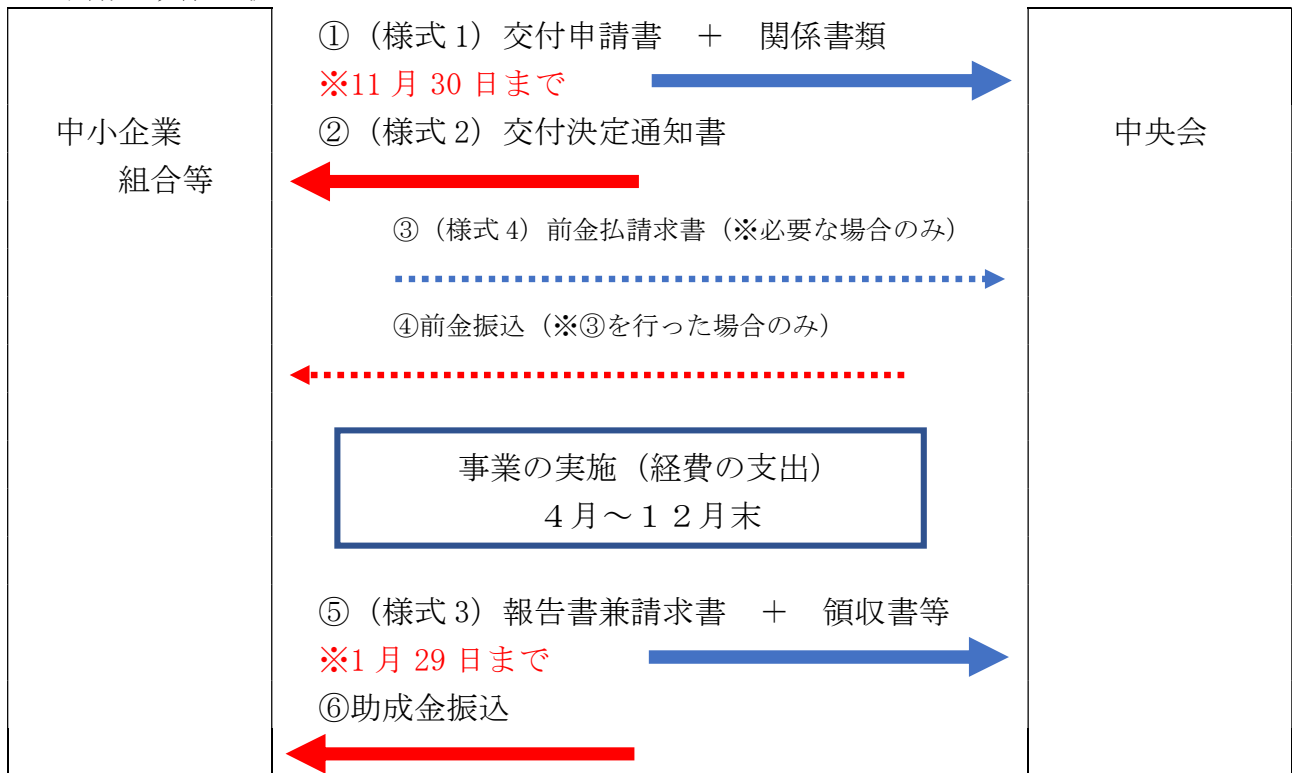


※組合員数割分の「組合員数」は、「正規の組合員 (※1) のうち、盛岡市内で現に事業を行っている中小企業者 (※2)」の数とします。

(※1) 賛助会員等や一般個人 (勤労者、学生、主婦等)、町内会などを除いたもの。

(※2) 支店・支社を含んでも構いませんが、大企業の支店・支社は除いてください。

■申請・助成の流れ



●事業内容や必要経費を検討し、「① (様式 1) 交付申請書」 + 「関係書類」を提出



●中央会から「② (様式 2) 交付決定通知書」を送付



↓ ○自己資金だけでは支出が難しい場合、「③ (様式 4) 前金払請求書」を提出



↓ ○前金振込 (様式 4 提出後、入金まで 1 週間程度)



●事業の実施 (4月に遡り可。対象経費の支払いは 12月31日まで)



●支出額が確定したら、「⑤ (様式 3) 報告書兼請求書」 + 「領収書等」を提出



●助成金振込 (前金払がある場合は、その差額)

申請にあたっての注意点

<①（様式1）交付申請書について>

交付申請書とあわせて下記の関係書類を添付してください。

①法人登記簿の写し、②総会資料の写し、③組合員名簿※

※組合員名簿は、申請日直近のもので、組合員数割の対象となる正規組合員で盛岡市内に所在する事業者名（中小企業者名）とその所在地を記載したものを添付してください。

※消費税は助成対象外となります。「税抜き」で交付申請する助成額を積算してください。なお、交付申請額は上限までの範囲内で団体が必要とする額で構いません。

<②（様式2）交付決定通知書について>

交付申請した金額の範囲内で助成することを通知するものであり、最終的に交付決定額とかかった経費のいずれか低い額が助成されることになります。

- ・ 交付決定額 ≤ かかった経費…交付決定額を助成（超過分は自己負担）
- ・ 交付決定額 > かかった経費…かかった経費の額を助成

<③前金払請求書・④前金払について>

団体で一時的に費用を立て替えることが難しい場合、交付決定通知した額の範囲内で前金払を請求できます。ただし、最終的にかかった経費が前金払で受領した額を上回らなかった場合、その差額を返還してもらうことになります。

<⑤（様式3）報告書兼請求書について>

支出実績額は「税抜き」で記載し、支出した費用に係る領収書等の写しを添付してください。なお、必要に応じてその他書類の提出が必要になる場合があります。（例：会費減免分へ充当した場合、減免することを決定した議事録、減免額がわかる収支予算書など）

<その他>

組合員数は助成の上限額を算定するためのものであり、実施する予防対策等は正規会員に限定するものではありません。賛助会員なども含めて事業を実施していただいて構いません。

申請書類は岩手県中小企業団体中央会のホームページ内に掲示しております。

URL : <https://www.ginga.or.jp/>

■ 問い合わせ先

岩手県中小企業団体中央会

「盛岡市のコロナ補助金の件とお伝えください」

TEL : 019-624-1363